

令和 7 年 第 10 回
教育委員会 定例会
会議録

令和 7 年 10 月 23 日

学校教育部 教育総務課

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年第10回教育委員会定例会
開催日時	令和7年10月23日（木） 開会時刻午後2時00分 閉会時刻午後2時29分
開催場所	朝霞市役所 第1委員会室
出席者の職・氏名	別紙のとおり
欠席者の職・氏名	別紙のとおり
議題	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 <input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者全員による確認
傍聴者の数	0人
その他の必要事項	一部非公開

令和7年第10回

教育委員会定例会

令和7年10月23日(木)
午後2時00分から
午後2時29分まで
朝霞市役所第1委員会室

- 1 開会宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認・訂正
- 4 教育長月間行事の承認
- 5 教育長の報告
- 6 議案の審議
- 7 その他
- 8 閉会宣言

出席者

教育委員会教育長	二見 隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	高橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

説明のための出席者

学校教育部長	福士昌三
生涯学習部長	奥山雄三郎
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	堀川政昭
教育管理課長	横瀬修克
教育指導課長	手島牧子
学校給食課長	星加敏昭
文化財課長	藤原真吾
中央公民館長	大瀧一彦
図書館長	増田潔
教育総務課学校施設係長	佐賀伸也

事務局

教育総務課教育総務係長

佐藤 順

教育総務課教育総務係主任

馬見塚 由子

欠席者

教育総務課主幹兼課長補佐

河本 幸雄

(会議議題)

◎ 教育長報告事項

- ①令和7年第3回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- ②いじめに関する調査結果について
- ③令和7年度「いじめ防止月間」における各学校の取組について
- ④令和7年度全国学力・学習状況調査について
- ⑤令和7年度あさか教師塾夏季研修会について
- ⑥朝霞市立学校における盗撮防止等ガイドラインの策定について
- ⑦令和7年度第2回朝霞市スポーツ推進委員会議について
- ⑧朝霞市指定無形文化財「溝沼獅子舞」奉納舞について

◎ 提出議案

議案第61号 朝霞市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第62号 朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則について

議案第63号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて

議案第64号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて

◎ その他

朝霞市学校施設長寿命化計画について

(資料一覧)

令和7年第10回教育委員会定例会日程

教育長月間行事

令和7年第3回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

令和7年度「いじめ防止月間」における各学校の取組について

令和7年度全国学力・学習状況調査について

令和7年度あさか教師塾夏季研修会について

朝霞市立学校における盗撮防止等ガイドラインの策定について

令和7年度第2回朝霞市スポーツ推進委員会議について

朝霞市指定無形文化財「溝沼獅子舞」奉納舞について

朝霞市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則について

朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則について

朝霞市学校施設長寿命化計画について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎ 1 開会宣言

○二見教育長

ただいまから令和7年第10回朝霞市教育委員会定例会を開きます。

◎ 2 会議録署名委員の指名

○二見教育長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日開催の会議における会議録の署名につきましては、上野委員にお願いしたいと存じます。

◎ 3 会議録の承認・訂正

○二見教育長

次に、会議録の承認でございます。

令和7年第9回教育委員会定例会の会議録について、追加、訂正等があればお申し出いただきたいと思います。

追加、訂正がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

異議がございませんので、原案のとおり承認することといたします。

次に、本日の議事でございますが、教育長報告事項が8件、提出議案が4件、その他が1件でございます。

なお、本日の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に該当するものはございませんでした。

さて、ここで議事を非公開とすることについて発議させていただきます。教育長報告事項の2点目「いじめに関する調査結果について」につきましては、児童生徒の個人情報保護の観点から、また、議案第63号及び議案第64号「朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて」につきましては、人事に関する案件でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることを御提案します。なお、会議を非公開にするには、非公開の発議を出席者の3分の2以上の多数で議決した場合でございます。これより、採決いたします。

教育長報告事項2点目並びに議案第63号及び議案第64号につきまして、議事を非公開とすることに賛成の者の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手総員です。よって、教育長報告事項2点目並びに議案第63号及び議案第64号につきましては、議事の最後に非公開で行うことと決します。

◎4 教育長月間行事の承認

○二見教育長

次に、教育長月間行事の承認に入ります。

令和7年9月の教育長月間行事実績及び令和7年11月の教育長月間行事予定につきましては、配付資料のとおりとなります。

これらの行事につきまして、御異議ございませんか。

異議がございませんので、教育長月間行事を資料のとおり承認することにいたします。

◎5 教育長の報告

○二見教育長

次に、教育長の報告に入ります。

事前に配付しております、教育長報告事項のうち、3点目から6点目以外につきましては、担当からの説明を省略します。

3点目から6点目の説明後に、質疑応答に入ることといたします。

それでは、教育長報告事項3点目につきまして、説明をお願いします。

教育指導課長。

○説明員・手島教育指導課長

教育長報告事項3点目、令和7年度「いじめ防止に向けた取組」実施計画書まとめについて、教育指導課より御報告申し上げます。

朝霞市では、10月、11月を「いじめ防止月間」とし、各学校の実態に応じた、いじめ防止に向けた取組を実施いたします。

各学校の取組につきましては、別添資料のとおりでございます。

本年度も、市全体で取り組む「心と生活のアンケート」を実施しております。また、相談できる専門機関の一覧表「ひとりでなやまないで」に、今年度より運用が始まっている「こども・ほっとそうだん」も含めて刷新しまして配布をしております。更に、各学校では標語の作成及び掲示や、独自のアンケートの実施、SNS等を活用した積極的な周知など、それぞれの実態に応じた取組が計画されております。以上です。

○二見教育長

続いて、教育長報告事項4点目につきまして、説明をお願いします。

教育指導課長。

○説明員・手島教育指導課長

教育長報告事項の4点目、令和7年度全国学力・学習状況調査結果について、御報告申し上げます。

本調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、教育に関する継続的な検証

改善サイクルを確立することを目的としております。

朝霞市と埼玉県及び全国の平均正答率の概要をまとめた資料は、後ほど提供いたします。

全国や県と比べますと、小・中学校ともに、全ての教科で、平均正答率を上回る結果となっております。

○二見教育長

続いて、教育長報告事項5点目につきまして、説明をお願いします。

教育指導課長。

○説明員・手島教育指導課長

次に、「令和7年度あさか教師塾夏季研修会について」です。

令和2年度以降はコロナウィルスの感染拡大防止のため、規模を縮小しての開催としておりましたが、今年度は8月20日、27日の2日間に渡って開催いたしました。

教科・領域等から13講座開設し、市内小中学校の教員が153名参加いたしました。各講座延べ参加人数は249名となっております。

講師は、県内の著名な教授や校長先生方をはじめ、指導主事や長期研修で最新の教育方法を学んだ教員にお願いいたしました。

内容といたしましては、学級経営や教科領域の指導法の基礎的基本的な内容から、ロイロノートの活用方法についてなどの最新の教育に関するものまで多岐に渡っておりました。

参加者の満足度はとても満足、満足を合わせた数が97%となりました。以上です。

○二見教育長

続いて、教育長報告事項6点目につきまして、説明をお願いします。

教育管理課長。

○説明員・横瀬教育管理課長

教育長報告事項の6点目、朝霞市立学校における盗撮防止等ガイドラインの策定につきまして、教育管理課から御報告申し上げます。

このガイドラインは、朝霞市立学校が、盗撮を未然に防止し児童生徒や教職員等のプライバシーと安全を守るとともに、盗撮発覚後の被害者の保護、被害の拡大防止及び再発防止を図ることを目的とするものでございます。

令和7年8月に「県立学校における盗撮防止等ガイドライン」の策定を受け、本市でも令和7年9月に策定いたしました。以上でございます。

○二見教育長

教育長報告事項についての説明が終了となりました。それでは、非公開とされた、2点目以外の報告事項について、御質問をお受けします。

高橋委員。

○高橋委員

報告事項の1点目、議員さんの質問の中で、給食室の案件が多いように感じるのですが、温度

管理の話がずいぶん出ていますが、何かあったわけではないんですか。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・関口学校教育部次長兼教育総務課長

今回の一般質問では、給食配膳室における暑さ対策に関する質問がいくつかございました。議員さんの方に配膳員の方から、暑いんです、というお話をいただいたようですが、なかなかエアコンの設置もままならないような状況の中で、その辺の一般質問がありまして、答弁においても、今後その熱中症対策について何か検討するという回答をしたところでございます。

○二見教育長

高橋委員。

○高橋委員

ありがとうございます。イメージの話になってしまいますが、ああいう厨房というのは、昔からかなり暑い場所で、エアコンを設置している中華屋さんとかでも、もう汗だくでやってるようなイメージがあるんですが、そういうところに比べても給食室が暑いっていうわけではないんですね。量が多いのでどうなのかなと思ったので。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・関口学校教育部次長兼教育総務課長

問題となっているのが、学校の給食配膳室にある、学校の給食が届けられて各教室までに配膳を行う上での一時期、ストック場所になってるところです。そちらがシャッターで区切られていることと、車が来たときにはシャッターを開けておかなければならぬというところで、かなり暑さがありまして、温度を計ったところ、36度ぐらいになるときもあるという状況です。

○二見教育長

高橋委員。

○高橋委員

ありがとうございます。調理室ではなく配膳室ということなんですね。給食が届く場所で。そこで一つ聞きたいんですが、衛生状態、温度が高いと傷みやすいとかそういう問題はないですか。

○二見教育長

学校給食課長

○説明員・星加学校給食課長

はい。時間的な問題がございますが、今の食缶はきちんと密閉されておりますし、問題ないものと考えております。

○高橋委員

確かに熱いものが来るので、暑いとこに置いてあっても温度が冷めづらくなるだけですね。配

職員の方が大変だという話なんですね。何かあったわけではないと。わかりました。ありがとうございました。

○二見教育長

ほかにございますか。平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

教育長報告事項の5点目、令和7年度朝霞教師塾夏季研修会についてです。先ほど御説明をいたしましたが、学校別参加者数を見ますと、多くの人数が出席している学校と、少なめの学校とがあるのですが、これはどのように捉えたらよろしいでしょうか。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・手島教育指導課長

学校によっては、夏季休業中の職員の出勤日に合わせて、職員研修や職員会議を設定しているところもありまして、あとはこちらの指導課側、事務局サイドの指導主事、指導者の日程等を合わせると、なかなか全ての学校の教職員が出やすい日程に設定できなかったということがございましたので、学校によってはどうしてもその日先生が研修に行きづらいという現象が起きました。今回こちらの方を反省と捉えて、来年度は早めに日程の調整を行い、各学校にお知らせしてあまり差がないような形で先生方の募集を募りたいと思います。以上です。

○二見教育長

よろしいですか。ほかに御質問等はございませんか。

それではほかに御質問がないようですので、これで教育長の報告を終わります。

◎6 議案の審議 議案第61号 朝霞市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則について

○二見教育長

次に、議案の審議に入ります。

議案第61号 朝霞市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第61号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市立小、中学校管理規則の一部を改正するものでございます。

改正内容は、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則」が施行され、校長が定めるものとして、「週休日のほかに設ける勤務を割り振らない日」が、校長が行うものとして、「週休日のほかに設ける勤務を割り振らない日」の振替が、それぞれ追加されたことに伴い、朝霞市立小、中学校管理規則の一部を改正するものでございます。

なお、この改正につきましては、令和8年1月1日から施行したいと考えております。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案について質疑をお願いします。

○二見教育長

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第61号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎6 議案の審議 議案第62号 朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則について

○二見教育長

次に、議案第62号 朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第62号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正するものでございます。

改正内容は、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則」が施行され、承認に当たり医師の証明書等が必要な連続する8日以上の期間の病気休暇において、要勤務日を算定する際に「週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を除外する期間に加えることとなったことに伴い、朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正するものでございます。

なお、この改正につきましては、令和8年1月1日から施行したいと考えております。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案について質疑をお願いします。

○二見教育長

質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第62号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎7 その他

○二見教育長

次に、その他に入ります。

朝霞市学校施設長寿命化計画につきまして、説明をお願いします。

学校教育部次長。

○説明員・関口学校教育部次長兼教育総務課長

教育総務課から朝霞市学校施設長寿命化計画の素案について御報告申し上げます。

本日机上に配付させていただきましたA3両面の資料を御覧ください。

まずははじめに、資料左上の「1 背景・目的・位置づけ」でございますが、朝霞市の学校施設の多くは、昭和40年代後半から50年代の児童生徒数が急増した時期に建設され、小中学校全15校のうち築40年以上の学校施設が5割を占め、経年による老朽化が進んでいます。

本計画は、令和2年3月に策定した「朝霞市学校施設長寿命化基本方針」を踏まえて、改築や改修等についての具体的な実施方針・実施計画として策定するものでございます。

次に、「2 計画期間」でございますが、第2期の計画期間として令和8年度から令和17年度の10年間の計画としております。次に「3 対象施設」でございますが、対象となりますのは、校舎、屋内運動場（体育館、武道場、柔剣道場）、プール施設でございます。なお、自校給食施設（給食調理設備を除く）並びに校舎内にある放課後児童クラブは、校舎と一体の改修等が想定されるため、本計画の対象施設としています。

次に「4 学校施設の目指すべき姿」、資料右側の「5 学校施設整備の基本的な方針」は、現在の「長寿命化基本方針」と同じ内容となっております。

続きまして、裏面の「6 実施計画」を御覧ください。まず、資料右側の「改築の優先度」及び「長寿命化改修の優先度」を御覧ください。各学校の建物の「築年数」や、建物の劣化状況等の「健全度」により、優先順位を判定した結果でございます。

「改築」を行う学校の優先順位につきましては、朝霞第二中学校、朝霞第二小学校、朝霞第一小学校、朝霞第三小学校の順、「長寿命化改修」を行う学校の優先順位につきましては、朝霞第三中学校、朝霞第四中学校、朝霞第七小学校、朝霞第八小学校の順で着手することとしました。

この優先順位を踏まえて策定した令和8年度～令和17年度までの実施計画が資料右側の表でございます。

まず「改築」でございますが、優先順位1位の第二中学校は、令和8年度より、改築に係る国庫補助金を受けられるか否かを判定する「耐力度調査」を2年間かけて行い、その後「改築基本計画」として改築校舎の配置や日常の学校活動への影響を最小限とするための工事計画などを2年かけて検討していきたいと考えております。

その後、基本設計と実施設計で2年、改築工事と既存校舎の解体工事で4年間、合計10年間の事業を見込んでいます また、優先順位2位の朝霞第二小学校の改築事業は令和12年度頃から、優先順位3位の朝霞第一小学校は令和16年度頃から、優先順位4位の朝霞第三小学校は令和22年度頃から改築事業に着手することを考えております。

次に「長寿命化改修」でございますが、優先順位1位の朝霞第三中学校は、令和9年度に「劣

化度調査」、令和10年度に「基本・実施設計」、令和11年度から令和13年度の3年間で改修工事と、合計5年間の事業を見込んでおります。

また、優先順位2位の第四中学校の長寿命化改修事業は令和15年度から、優先順位3位の朝霞第七小学校は令和20年度から、優先順位4位の朝霞第八小学校は令和23年度頃から長寿命化改修事業に着手することを考えております。

最後に「大規模改修」でございますが、現在実施中の朝霞第十小学校の次は、令和12年度から朝霞第一中学校、令和14年度から朝霞第四小学校の大規模改修事業に着手することを考えております。

なお総合計画、教育振興基本計画、またこの長寿命計画におきましても教育的課題の施設面での解決がうたわれてございます。そのため、そのときどきによりまして、教育的課題の解決のための施設面での工事が入ってくる可能性もございます。

そのためこの実施計画は、計画期間の中間期であります令和12年度に見直しを図る予定でございます。

今後ですが、予算が関係することですので、10月27日に政策調整会議、11月10日に庁議、こちらで了解を得た後、全員協議会にて議員各位にも説明をする予定でございます。

市民へは11月下旬から市民コメントを行い、その結果を反映させた後、再度庁議の了解を得て最終的に教育委員会で議案として提示をさせていただくことを予定してございます。

概要については以上でございます。

○二見教育長

ただいまの説明について、御質問等はございませんか。

○二見教育長

ほかに、非公開とされた案件以外で、事務局又は委員の皆様から何かございますか。

よろしいでしょうか。それでは、その他を終了します。

この際、暫時休憩といたします。これから会議を非公開といたします。関係説明員以外の方の退席を求めます。

暫時休憩

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項ただし書の規定により非公開】

○5 教育長の報告 ②いじめに関する調査結果について

○6 議案の審議 議案第63号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて
議案第64号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて

○8 閉会宣言

○二見教育長

ここで、会議の非公開を解きます。

以上で、本日の議事は全て終わりました。

これをもちまして、令和7年第10回朝霞市教育委員会定例会を終わります。

本日はお疲れ様でございました。